

公の施設の指定管理者における業務状況評価

平成21年9月11日

施設名	高知県立盲ろう福祉会館	所管課室	地域福祉部 障害保健福祉課
-----	-------------	------	------------------

1 施設の概要

指定管理者名	(財)高知県身体障害者連合会	指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日 平成21年4月1日～平成23年3月31日																												
施設所在地	高知市越前町二丁目4番15号																														
事業内容	<p>(1)設置目的等 視覚、聴覚、音声機能等に障害のある者の福祉の増進に寄与するため、その自立更生、更生相談、教養の向上等に必要な便宜を供与することを目的に、昭和55年8月設置。</p> <p>(2)事業内容 ・ 施術所＝盲人ホームの運営(盲人の自立更生を図るため、あんま等の技術指導を実施) ・ ビデオライブラリーの運営(字幕・手話入りビデオカセットの貸出・管理) ・ 研修室及び会議室の貸出</p>																														
施設内容	<p>(面積、施設・設備名、定員、開館時間、休館日、主な料金など)</p> <p>○建物の規模：鉄筋コンクリート3階建 延床面積 637.01㎡</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積(㎡)</th> <th>使用料(1時間)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階 施術所</td> <td>153.6</td> <td>※1</td> <td>マッサージ室、針治療室等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2階</td> <td>会議室</td> <td>80円 ※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室(東)</td> <td>150円 ※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室(西)</td> <td>150円 ※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>高知県視力障害者協会の事務所として目的外使用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3階</td> <td>ビデオライブラリー</td> <td>無料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>高知県聴覚障害者協会の事務所として目的外使用</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 施術対価で得た額の100分の10以内の額 ※2 障害者及び障害者関係団体が使用する場合は免除</p> <p>○開館時間：月水金 9:00～20:00 火木 9:00～17:30 (施術所は月一金 9:00～17:00)</p> <p>○休館日 土、日、休日 12月28日～1月3日</p>			区分	面積(㎡)	使用料(1時間)	備考	1階 施術所	153.6	※1	マッサージ室、針治療室等	2階	会議室	80円 ※2		研修室(東)	150円 ※2		研修室(西)	150円 ※2		その他	—	高知県視力障害者協会の事務所として目的外使用	3階	ビデオライブラリー	無料		その他	—	高知県聴覚障害者協会の事務所として目的外使用
区分	面積(㎡)	使用料(1時間)	備考																												
1階 施術所	153.6	※1	マッサージ室、針治療室等																												
2階	会議室	80円 ※2																													
	研修室(東)	150円 ※2																													
	研修室(西)	150円 ※2																													
	その他	—	高知県視力障害者協会の事務所として目的外使用																												
3階	ビデオライブラリー	無料																													
	その他	—	高知県聴覚障害者協会の事務所として目的外使用																												
職員体制	常勤職員： 3人	非常勤職員： 人	合計： 3人																												

2 収支の状況

単位：千円

		19年度(決算)	20年度(決算)	21年度(予算)
収入	県支出金	9,282	9,282	9,075
	利用料金	—	—	—
	その他	—	—	—
	収入計 (a)	9,282	9,282	9,075
【別掲】 県の歳入(使用料)		733	690	838
支出	人件費	6,435	6,440	6,487
	管理諸費	2,666	2,671	2,588
	その他			
	支出計 (b)	9,101	9,111	9,075

3 利用状況

			19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(目標)
①年間利用実績	施術所	利用者(施術者)	7人	7人	7人
		施術回数	2,831回	2,901回	3,100回
	研修室・会議室		1,074回	1,032回	1,100回
	ビデオライブラリー	登録者数	159人 10団体	167人 13団体	170人 14団体
		貸出本数	1,824本	1,203本	1,300本
②利用者意見等の反映			<p>【施術所】 マッサージを受ける顧客の要望については、広くこれを聞き、可能な限り対応するよう利用者(研修生)を指導し、サービスの向上に努めている。</p> <p>【ビデオライブラリー】 ビデオの貸出の都度、あるいはアンケート調査を通じて、利用者が見たいビデオの要望を取りまとめ、その結果は毎年、県がビデオを配備する上で生かされている。</p>		
③その他特記事項					

※①の人数や回数等は、延べ数

4 平成20年度業務評価

項目	状況説明
①適正な管理運営の確保	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理上、大きな問題点はない。 マッサージ等を行うという施設の性質上、安全面や衛生面に気を配られ、適正な環境が維持されている。
②利用者サービスの維持向上	<p>【施術所】 利用者(研修生)のあんま等技術向上を図るため、日常的に技術指導を行うとともに、日々のコミュニケーションの中で様々な相談に応じ、要望の把握に努めている。</p> <p>【ビデオライブラリー】 業務を通じて、聴覚障害者とのコミュニケーションが充分に図られ、ビデオカセットの品揃えに対する利用者のニーズ把握が行われている。</p>
③利用実績	<p>【施術所】 平成20年度の施術回数は2,901回で、前年より70回増加しているが、指定管理者制度導入前の平成17年度と比べ、のべ752回(約20%)も減少している。 利用者(研修生)の利用期間を見ると、7人中4人が20年以上の利用となっており、利用が長期化している。 利用者(研修生)が施術所の利用により一定の収入を得て自立した生活をしていることは、意義はあるが、この2年間で独立した利用者はなく、「視覚障害者の自立更生を図る」という施設の趣旨、目的からすると課題がある。</p> <p>【会議室・研修室】 平成20年度の利用回数はのべ1,032回で、前年よりも42回減少している。 このうち1,015回が障害者関係の利用で、使用料を免除している。</p> <p>【ビデオライブラリー】 ビデオの貸出実績は1,203本で、前年よりも大幅に減少している。 (利用者へのアンケート調査を行い、原因を調査予定)</p>
④収支の状況	経費については縮減の努力が行われ、171千円の繰越金等が生じている。
総合評価	<p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の管理については、清掃が適正に行われ、衛生的な環境が確保されている。 施術所の運営については、利用の長期化が顕著であり、引き続き利用者(研修生)の独立心をそこなうことなく自立更生ができるよう、法人を挙げて支援を行うことが望まれる。

- 【評価の目安】
- A: 仕様書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われたもの
 - B: おおむね仕様書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われたもの
 - C: 仕様書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要なもの
 - D: 管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要するもの